

定時決定における健康保険料の決定について

毎月の健康保険料は、毎月支払われる給与の総支給額(報酬月額)を一定の範囲の50等級に区分した「標準報酬月額」に健康保険料率(現在は9.8%)を乗じた金額となります。実際に受けている給与の総支給額(報酬月額)と既に決定されている標準報酬月額とで大きく差が生じないように標準報酬月額の改定を行います。

定時決定について

毎年1回4、5、6月に支払われた3か月間の給与の総支給額(報酬月額)を用いて改定する事を「定時決定」といいます。定時決定で改定した標準報酬月額に健康保険料率を乗じた金額が、その年の9月1日～翌年8月31日まで健康保険料として用いられます。

保険料について

4・5・6月に支払われた給与の平均額が310,000円の場合

310,000円(報酬月額)→23等級 320,000円 / $320,000円 \times 9.8\%$ (保険料率)=31,360円/月(健康保険料)
健康保険料は事業主と被保険者で折半となりますので、**15,680円/月**がそれぞれの負担額となります。

4月	5月	6月
残業手当 21,000円	残業手当 30,000円	
通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円
基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円
314,000円	323,000円	293,000円
3か月の平均額 310,000円		

報酬月額(単位:円)		標準報酬月額(単位:円)	
以上	未満	等級	月額
	~63,000	1	58,000
	}	}	}
	290,000~310,000	22	300,000
	310,000~330,000	23	320,000
	}	}	}
	1,355,000~	50	1,390,000



報酬月額の対象となるものは?…基本給や住宅手当、残業手当、通勤手当など名称にかかわらず、労働の対価として支払われるすべてのものを含みます。

マイナ保険証利用時には、電子証明書の有効期限をご確認ください!

マイナ保険証では、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いて資格確認を行っていますが、この電子証明書の有効期限は5年間(電子証明書発行日から5回目の誕生日まで)となっています。

電子証明書の有効期限はマイナンバーカードの券面に記載されていますので、有効期限が切れる前に更新手続きをお願いします。券面に有効期限の記載がない場合は、マイナポータルにログインすると確認できます。

有効期限の2~3ヶ月前を目途に「有効期限通知書」が送付されますので、お住まいの市区町村窓口で更新手続きをお願いいたします。*電子証明書の更新や再発行の手続きはオンラインではできません。



電子証明書の有効期限について、医療機関の顔認証付きカードリーダーでもアラートが表示されます。

有効期限3か月前~有効期限

カードリーダーの画面に、3か月以内に有効期限が切れる旨表示されます。マイナ保険証は利用できますが、お早めに更新手続きをお願いします。

有効期限が切れてから3か月間

カードリーダーの画面に、有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。有効期限切れから3か月間は引き続きマイナ保険証で受診できますが、保険資格情報の提供のみで、**診療情報・薬剤情報等の提供はできません。**速やかに手続きをしてください。

有効期限が切れてから3か月後以降

カードリーダーの画面に、電子証明書失効のため手続きが必要な旨表示されます。有効期限切れから3か月を過ぎると、**マイナ保険証の利用ができません。**速やかに手続きをしてください。



お問い合わせ先

マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

受付時間

平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分